

○関西大学大学院聴講生取扱規程

平成30年1月18日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第73条第3項及び関西大学大学院会計研究科(専門職大学院)学則第41条の2第2項の規定に基づき、聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 聴講生として志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 4年制大学を卒業した者
- (2) 前号に規定する者と同等以上の学力があると志望する研究科が認める者

(出願手続及び選考)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、学校法人関西大学学費規程(以下「学費規程」という。)に定める選考料を添えて、別に定める出願書類を所定の期日までに志望する研究科の研究科長に提出しなければならない。

- 2 聴講生は、当該研究科において選考の上、許可する。
- 3 聴講生の選考方法は、原則として書類審査とする。ただし、研究科によっては口頭試問を行うことができる。

(履修許可科目)

第4条 聴講生として履修を許可する授業科目は、各研究科の定めるところによる。

(就学手続)

第5条 聴講生として許可された者は、所定の期日までに学費規程に定める聴講料を納入しなければならない。

(就学取消し)

第6条 所定の期日までに聴講料を納入しない者は、許可を取り消す。

- 2 既に納入した聴講料その他は、返還しない。

(就学期間)

第7条 聴講生の就学期間は、学期の始めから終わりまでとする。

- 2 引き続き聴講生を希望する者は、改めて願い出なければならない。

(試験及び単位)

第8条 聴講生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した場合は、願い出により証明書を交付する。

(受講生証)

第9条 聴講生に、聴講生であることを証明する受講生証を交付する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。